

議案第 83 号

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 10 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例

川崎市介護保険条例（平成 12 年川崎市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 30 年度から平成 32 年度まで」を「令和元年度及び令和 2 年度」に、「31, 455 円」を「26, 213 円」に改め、同条第 3 項中「前 2 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、同号に掲げる第 1 号被保険者に係る令和元年度及び令和 2 年度の各年度における保険料は、減額賦課するものとし、その保険料率は、36, 698 円とする。

4 第 1 項第 4 号の規定にかかわらず、同号に掲げる第 1 号被保険者に係る令和元年度及び令和 2 年度の各年度における保険料は、減額賦課するものとし、その保険料率は、50, 678 円とする。

附則第 33 項を附則第 38 項とし、附則第 32 項の次に次の見出し及び 5 項を加える。

（令和元年度における普通徴収に係る保険料の納期及び納付額）

3 3 第 8 条第 2 項に該当する者の令和元年度における普通徴収の方法によって徴収する保険料は、第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する額を基礎として附則第 3 6 項の規定により算定した額（以下この項において「月割額」という。）を毎月の末日（令和元年 12 月にあっては、令和 2 年 1 月 6 日とする。）までに納付しなければならない。ただし、その日が土曜日又は民法第 1 4 2 条に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日までとする。

(1) 令和元年 7 月までの各月 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例（令和元年川崎市条例第 号）による改正前の条例第 8 条第 2 項並びに第 8 条第 5 項及び第 9 条の規定により算定した保険料額の 1 2 分の 1 の額

(2) 前号以外の各月 第 8 条第 2 項及び第 5 項の規定により算定した令和元年度分の保険料額から令和元年 7 月までの月割額の合算額を控除した額の 8 分の 1 の額

3 4 前項の規定は、第 8 条第 3 項に該当する者の令和元年度における普通徴収の方法によって徴収する保険料について準用する。この場合において、前項第 1 号中「川崎市介護保険条例の一部を改正する条例（令和元年川崎市条例第 号）による改正前の条例第 8 条第 2 項並びに第 8 条第 5 項及び」とあるのは「第 8 条第 1 項第 3 号及び第 5 項並びに」と、同項第 2 号中「第 8 条第 2 項」とあるのは「第 8 条第 3 項」と読み替えるものとする。

3 5 附則第 3 3 項の規定は、第 8 条第 4 項に該当する者の令和元年度における普通徴収の方法によって徴収する保険料について準用する。この場合において、附則第 3 3 項第 1 号中「川崎市介護保険条例の一部を改正する条例（令和元年川崎市条例第 号）による改正前の条例第 8 条第 2 項並びに第 8 条第 5 項及び」とあるのは「第 8 条第 1 項第 4 号及び第 5 項並びに」と、同項第 2 号中「第 8 条第 2 項」とあるのは「第 8 条第 4 項」と読み替えるものと

する。

36 附則第33項各号（前2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は全て当該各号の最初の納期の額に合算し、附則第33項各号に規定する額が100円未満であるときは、その全ての額を合算した額を当該各号の最初の納期の額とする。

37 第10条第3項の規定は、附則第33項（附則第34項及び第35項において準用する場合を含む。）及び前項の規定により難い第1号被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期又は納付額について準用する。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

2 改正後の条例の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料率の段階が第1段階から第4段階までに該当する第1号被保険者の令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料を減額賦課するため、この条例を制定するものである。